陳情第37号			受理年月	日	平成29年6月8日
付託委員会		保健病院委員会			
	青 者	八幡東区春の町四丁目 2 - 22			
陳情		北九州	中市生活と例	建康を守	Fる会協議会 (1984年)
		議長	吉田	文弘	外3団体(署名11人)
件 名 生活保護申請者に対する面接の改善について					

要旨

餓死者まで出していた北九州市の保護行政について市長は、平成19年 12月25日の生活保護検証委員会の答申を受け、生活保護行政の改善に向 けて踏み出すと表明した。その後、窓口対応は、申請書交付等で以前と 比べて改善された。

しかし、最近、申請時の窓口での面接の対応が再び悪くなってきている状況が見られる。生活保護の申請は口頭でもよいと国は繰り返し強調しているが、窓口に申請に行っても、面接係長が面接中であれば終わるまで待たされ、生活保護を受けたいと言っても、申請書を渡さず、それから生活状況や扶養義務などの聞き取り、生活保護のあらましの説明などで数時間かかる。記入した申請書を出して生活保護を受けたいと窓口で伝えても、申請書を受け取らずに、生活保護を受けるとこうなりますという説明がある。中には、朝9時半に申請に行って、終わったのは午後2時半になった人もいる。

面接で長時間かけることは、申請に訪れた市民に対して苦痛を与え、 人権侵害を引き起こしかねないものである。面接で説明されている内容 は担当ケースワーカーからも同じように説明される。生活保護のあらま しに憲法25条、生活保護法1条から3条までが記されているが、それは 国民や市民の権利である。

ついては、生活保護申請者に対する人権侵害のおそれのある長時間の 面接時間の改善をしていただきたい。